

事務連絡
令和元年9月5日

あんしんすこやかセンター管理者様
世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業所 管理者様
居宅介護支援事業所 管理者様

世田谷区高齢福祉部
介護保険課長 杉中 寛之

令和元年10月以降の世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業について

日頃より、当区の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和元年10月に予定されている消費税率引上げに伴い、世田谷区が実施する総合事業につきましても下記の通り制度の一部について見直しを行う予定です。

内容を確認いただくとともに、利用者等への説明について、よろしく願いいたします。

記

1. 改正内容

令和元年10月の改正内容は、別紙1にまとめています。

別紙1	世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業（指定事業者によるサービス） 令和元年10月改正内容
-----	--

2. 令和元年10月以降の事業内容

令和元年10月以降の事業内容は、別紙2、別紙3にてご確認ください。

別紙2	世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス 令和元年10月～ 事業内容
別紙3	世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス 令和元年10月～ 事業内容

3. サービスコード一覧、CSVファイルについて

現在、作成・確認作業中のため、後日区のホームページに掲載します。（9月下旬予定）

サービスコードの変更内容（予定）

A 2	特定処遇改善加算のサービスコード新設、単位数の変更
A 3	特定処遇改善加算のサービスコード新設、単位数の変更
A 6	特定処遇改善加算のサービスコード新設、単位数の変更
A 7	特定処遇改善加算のサービスコード新設、単位数の変更

4. その他

- (1) 改正内容については、利用者又は家族に説明し、同意を得るようお願いいたします。
- (2) 本通知は、区のホームページにも掲載しています。

【世田谷区のホームページ】

ホーム > 目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 介護保険事業者向け情報
> 介護予防・日常生活支援総合事業に関する情報 > 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内
(事業者向け情報)

※ページ番号「139361」での検索も可能です。

担 当・問い合わせ先

介護保険課事業者支援担当

電話 03-5432-2884

FAX 03-5432-3059